

なら 100 年会館 友の会 規約

1：名 称

本会の名称は、なら 100 年会館友の会（以下「友の会」という。）といたします。

2：目 的

友の会は、財団法人奈良市文化振興センター（以下「財団」という。）が管理・運営するなら 100 年会館において開催する自主・共催事業を通じて、会員へ優れた芸術文化をより身近に、そして気軽に提供する機会を増加させることにより、人づくり、地域づくりに貢献することを目的とします。

3：事 業

友の会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行います。

（1）個人会員特典の実施

①財団が指定する主催事業の入場券の割引

※1公演につき指定する枚数（2枚から4枚）まで、取扱いは当館のみ

②財団が指定する主催・共催事業の入場券の発売、先行電話予約

※1公演につき指定する枚数（2枚から4枚）まで、取扱いは当館のみ、座席指定なし

③なら 100 年会館情報誌「ふれあい」を毎月郵送

④窓口でのチケット購入方法の簡略化

⑤財団が指定する会員限定に行うサービス及び情報の提供

⑥その他財団が企画する会員限定の事業

（2）団体（法人）特典の実施

個人会員に準じる

※財団が指定する事業について枚数制限を行う場合、それに従う。

4：友の会の組織

友の会会長はなら 100 年会館館長、友の会会員は個人会員および、団体（法人）会員で構成します。

5：事 務 局

友の会の事務局は、なら 100 年会館内に置きます。

6：入会及び退会等

（1）入会は友の会入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局へ提出、もしくは現金書留で郵送します。

（2）会員が事務局に届け出た住所・氏名等に変更が生じた場合は内容変更届、または退会するときは退会届を事務局へ提出します。

7：会員の資格について

会員が虚偽の申告、代金の未払い、営利目的での入場券の転売、その他規約に違反した時は、会員の資格を失うことがあります。

8：会 費

（1）友の会の会費は、次のとおりです。

個人会員 年会費（継続） 1,000 円

年会費（新規） 1,500 円

団体（法人）会員 年会費 1口 1,000 円 ※10口以上に限る

（2）納入された会費は、どのような理由があっても返還しません。

9：会員期間及び更新

- (1) 会員期間は、入会手続終了時より入会年度末日までとします。
- (2) 会員の資格を更新する場合は、3月にお送りする更新手続書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に提出します。この場合において更新された会員の有効期間は、手続き終了後から入会年度末日までとします。

10：会員証

- (1) 会員には会員証を発行します。
- (2) 会員証は個人会員本人、法人会員の代表者のみ有効とし、他に譲渡し、もしくは貸与してはなりません。
- (3) 万一紛失、盗難、破損等した場合や、団体名・氏名・住所等を変更されたときは事務局への届け出が必要です。
- (4) 万一紛失、盗難、破損等した場合の再発行には会員証再発行代 100 円をいただきます。

11：経費

友の会の運営に要する経費は、会費、奈良市管理料などの収入をもって充当し、会報誌の郵送料等に使用します。

12：個人情報の取り扱いについて

友の会の運営により得た個人情報は、財団法人奈良市文化振興センターの個人情報保護方針により、関連法規、政令その他の規範を遵守して、取り扱いをするものとします。

13. その他

この規約に定めない事項については、会長が別に定めます。

附則 この会則は平成 18 年 7 月 1 日から施行します。

附則 この会則は平成 19 年 3 月 1 日から施行します。

附則 この会則は平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この会則は平成 23 年 3 月 1 日から施行します。